

令和6年度特別監察報告書

令和7年3月

国土交通省 大臣官房 監察官室

目次

第 1	はじめに	1
第 2	監察事項等	3
第 3	対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間	4
第 4	監察結果	5
	I. 対象機関における取組状況	5
	(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組	5
	(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組	6
	(3) 機密情報管理の徹底に関する取組	7
	(4) 応札・落札状況の分析に関する取組	8
	II. 提示意見	9
	(別添) 対象機関における取組状況	11
	(参考 1) 令和 6 年度特別監察報告書 (概要)	
	(参考 2) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (抄)	
	(参考 3) 令和 6 年度監察基本計画	

第1 はじめに

平成24年10月に高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うこと等を目的とした特別監察を実施している。

以下、地方整備局の事務所並びに北海道開発局の開発建設部を「事務所等」といい、地方整備局本局及び北海道開発局本局を「本局」という。

(参考)「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策(概要)

1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
 - ・ 研修において十分に認識させるべき内容(懲戒処分等)や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
 - ・ 国土交通大学の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールの特明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
 - ・ 事務所副所長室の特明確化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
 - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
 - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の特分離体制の特確保
 - ・ 技術提案書における事業者名の特マスクングの特必要性の特検証
- (2) 総合評価落札方式における評価の特厳正な運用
- (3) 情報管理の特徹底
 - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の特明確化・ルール化
 - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の特徹底

3. ペナルティの特強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の特提出者に対する措置の特強化

4. 再発防止策の特実施状況及び実効性の特定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の特透明化・情報公開の特強化
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の特落札率(月平均・年平均)の特公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の特事業者別年間受注額・受注割合の特公表
- (3) 抜き打ち本省特別監察の特実施
- (4) 談合疑義案件に対する特厳正な対応

5. 再就職の特自肅要請

6. 再発防止対策の特周知

第2 監察事項等

令和6年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

I. 監察事項等

1. 監察事項

○工事に係る入札契約事務の適正な執行等を確保するために必要な事項

2. 重点項目

令和6年度の特別監察は、事務所等に対して、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項については、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

II. 対象機関

北海道開発局 稚内開発建設部
中部地方整備局 岐阜国道事務所
四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所

III. 実施方法

- ・ 監察対象機関である事務所等の発注工事に対する応札状況等の分析
- ・ 監察対象機関である事務所等に対し、ヒアリング事項を送付
- ・ 監察対象機関において、事務所長等の幹部職員に対するヒアリング及び現地の取組状況（機密情報管理、競争性を高めるための措置の実施状況等）を確認
- ・ 監察終了後、後日 Web 方式にて、局長・副局長等の幹部職員に対し、監察結果を報告

第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間	報告日
北海道開発局 稚内開発建設部	総括監察官 内田 浩平 監察官 小澤 雅幸 監察官 二之宮健治 監察官 鷺尾 洋一	7月17日	8月21日
四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所	総括監察官 内田 浩平 監察官 三浦 健 監察官 二之宮健治	7月25日	9月9日
中部地方整備局 岐阜国道事務所	総括監察官 内田 浩平 監察官 北村 明政 監察官 鷺尾 洋一	7月31日	12月9日

第4 監察結果

I. 対象機関における取組状況

特別監察において確認した取組状況の概要は、以下のとおりである。なお、各監察対象機関における取組状況の詳細については「(別添) 対象機関における取組状況」を参照されたい。

(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする
- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定する
- ・ 全職員の講習会等の受講状況を把握する など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、職員に対する講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。以下「講習会等」という。）の受講状況を把握し、未受講者に対しては個別に説明するなどして、期間業務職員を含む全職員が講習会等を受講または受講と同等の効果を得るための取組が行われていた。

また、違法行為を抑止する観点から「入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること」、「自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること」を十分に認識させるよう講習会等の資料に盛り込むとともに、過去に生じた不祥事案の内容とその具体的な要因等についても講習会等の資料等を通じて周知を図っていた。

加えて、発注者綱紀保持の徹底等の観点から「発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること」、「報告は職員に課された義務であること」、「報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること」、「報告を怠った場合には処分があり得ること」についても、講習会等の資料に盛り込むこと等で周知を図っていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する
- ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする
- ・ 入札契約に関する業務について事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を義務付ける など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、事業者等との接触ルールが各地方整備局等の発注者綱紀保持規程等によって明確化されており、事業者等との対応は、原則として、オープンな場所で複数の職員により実施していた。オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合には、発注者綱紀保持規程等に基づき、事前に所属長等の承諾を得るなどの対応を行っていた。

また、積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、常時、掲示による周知のうえ、事業者等の自由な出入りを制限するとともに、副所長室等の大部屋化等を実施していた。

加えて、事業者・事業者団体に対して、事務所等内における発注者綱紀保持に関する掲示や意見交換会時等に発注事務に係る綱紀保持の協力要請の資料を配布等により、周知を図っていた。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する
- ・ 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付し、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により確実に処分する
- ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う など

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、「担当課の分離」、「技術審査・評価業務を別の事務所等で実施」又は「技術審査・評価業務に従事する職員を他部署に併任発令し、当該業務を行う際には執務場所を分離」により、工事に係る入札手続きに関する積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保するとともに、工事に係る発注事務に関する情報を、紙文書については施錠可能な書庫等に保管し、電子データについてはアクセス制限付フォルダで管理すること等で、情報を取り扱う者以外の者が閲覧できないようにしていた。

また、技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報については、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類を担当の監督員等に手渡しやパスワード付ファイルで送付するなどし、施錠できる書庫等にて管理した上で、工事完了検査後等に処分し、処分履歴を記録するなどして確実に処分されたか確認できる仕組みが構築されていた。

加えて、全ての事務所等において、発注する工事の種類（河川改修、道路維持 等）等ごとに、情報管理整理役職表で「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を指定するとともに、これを適切に更新していた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

① 主な再発防止対策等

- ・ 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する
- ・ 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合においては、より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、入札参加資格の見直し等を検討するなど

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事及び港湾土木工事について、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータをホームページ上に公開し、随時更新していた。今回の対象機関においては、平均落札率が高止まりしているなどの状況にあり、対象機関もその状況を認識していた。

また、談合情報対応マニュアル等の運用については、全ての対象機関において、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

II. 提示意見

今回の特別監察において、監察結果のとおり、すべての対象機関において、監査項目に係る必要な取組が実施されていることを確認した。

しかしながら、「(4) 応札・落札状況の分析に関する取組」については、対象機関において、平均落札率・応札率がともに高止まりしている、入札参加者数が少ないなどの状況にあった。

入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析するとともに、応札者数を増やすなど競争性の確保に資する取組を行うことが引き続き重要である。このような観点から、必要な意見を提示する。

応札・落札状況の分析に関する取組について

(1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

事務所等及び本局においては、応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じ、個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫することが望ましい。

- ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
- ・事業毎（道路、河川、砂防、海岸、港湾等）の応札・落札状況
- ・管内の地域毎の応札・落札状況
- ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

(2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木C等級工事及び港湾土木B等級工事（北海道開発局においては一般土木B及びC等級工事）について、

- i 上記(1)の応札・落札状況の分析結果を踏まえ、年平均落札率が95%付近で高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合
 - ii 過去に当該地域において「談合情報」又は「談合疑義事実」があった場合
- 等においては、入札契約の適正化及び職員の違法行為への関与の防止の観点から、以下の措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 事業者との意見交換会等の場における対応

事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すとともに、談合等の不正事案の再発防止策の実効性を確保するために、本省が事務所等を対象に応札・落札状況の分析を行い、それに基づき特別監察を実施していることを周知すること。

③ 入札参加資格の見直し等

より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、以下の措置について検討すること。

- ・地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直し
- ・直轄工事の実績が少ないが技術力のある事業者の参加が期待される総合評価落札方式（直轄実績のない担い手の参入を促す方式）の試行の一層の活用
- ・働き方改革等の観点から、監理技術者等の合理的な範囲での途中交代や、テレワークにより業務を行うことなど、配置予定技術者の要件緩和 等

（３）談合情報対応マニュアル等の運用

本局においては、談合情報対応マニュアル等の運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。

なお、その他の監査項目については、「令和6年度定期監察報告書」における提示意見を参考とされたい。

(別添) 対象機関における取組状況

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

(北海道開発局 稚内開発建設部)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、未受講者に対しては、後日個別説明を行うなどのフォローアップを行っていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に職場内ミーティングにより説明し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して北海道開発局内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 若手職員へのコンプライアンス意識の徹底のため、今年度から新たに、管内の市町村長から要望を受ける場面に新規採用職員を同席させ、宗谷地域において稚内開発建設部が何を行っているのか、何を期待されているのかということをしっかり見てもらい、使命感を持ってもらう取組を実施していた。

(四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。期間業務職員も、常勤職員と同様に講習会を受講しており、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。また、全職員を対象に行うミーティングでは、服務規律・懲戒処分、違法行為への留意点や事案が発生した要因が理解できるように努めていた。
- ・ 講習会等に関し、㊲発注担当職員に対して高知港湾・空港整備事務所の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳報告は職員に課された義務であること、㊴報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊵報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(中部地方整備局 岐阜国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等(コンプライアンス研修、講義、講座のほか、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。)を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。未受講者に対しては、イントラネットに講習会の動画をアップし、オンデマンド方式での講習受講を促すよう働きかけを行っていた。期間業務職員に対しても、常勤職員と同様に講習会等への参加機会を確保し、発注者綱紀保持規程等の周知を図っていた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊩発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪報告は職員に課された義務であること、㊫報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㊬報告を怠った場合には処分があり得ることについても、資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

(北海道開発局 稚内開発建設部)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、執務場所の外に設置したオープンな接客場所において、複数の職員により対応しており、オープンな接客場所や複数の職員で対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、執務室への自由な出入り制限が、入札契約に係る機密情報漏洩防止のための取組であることを全ての執務室入口に掲示するとともに、各執務室入口の配席図に立入を制限する区域を明示して事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 次長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・事業者団体に対しては、年度当初の意見交換会の場等で幹部から発注者綱紀保持規程等の周知や協力要請を行っていた。また、北海道開発局のみならず国土交通省として、応札・落札状況を継続的に注視・分析し、談合情報等に対しては厳正に対処していく姿勢等を示すとともに、本省においては開発建設部を対象に特別監察を実施している旨を明記した資料を配布の上、周知していた。

(四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、執務場所の外に設置したオープンな接客場所において、複数の職員により対応しており、オープンな接客場所や複数の職員で対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとし周知徹底していた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、執務室への自由な出入り制限が、入札契約に係る機密情報漏洩防止のための取組であることを全ての執務室入口に掲示するとともに、各執務室入口に立入禁止の張り紙を示して事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。

(中部地方整備局 岐阜国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな接客スペース（1階受付前ロビーや会議室はドアを開放）において、複数の職員により対応しており、複数の職員で対応することができない場合は、事前に所属長の承諾を得ることとしていた。
- ・ 仕様書・設計書の作成、積算業務を行う課室においては、出入りを制限する旨を掲示し、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室は3名の副所長で1つの執務スペースを利用しており、副所長室入口の扉を開けておくことにより、副所長室の可視化が行われていた。

- ・ 事業者・事業者団体に対しては、発注者綱紀保持規程の取組等について、定例会議の場で説明したり、中部地方整備局 HP の掲載場所を紹介したりすることにより周知していた。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

(北海道開発局 稚内開発建設部)

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離は「情報管理整理役職表」に基づき担当者を分けることにより、分離体制を確保していた。また、令和3年度より更なる分離体制を確保するため、技術審査・評価業務に従事する職員については、技術管理課に併任発令し、技術審査・評価業務を行う際は、専用の別室にて行っていた。予定価格調書については、担当次長が出力した設計書等により案を作成し、部長が決定していた。予定価格調書は部長が確認の上、封をして担当次長経由で契約課長補佐へ手渡し、開札まで契約課金庫に保管しているとのことだった。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正等の際に更新しており、最新の更新は令和6年7月であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能なキャビネットに保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」に際しては、契約課担当者から主任監督員等へパスワードを施した上メールで送信し、送受信後不要になったメールは速やかに削除し、「管理」に際しては、工事施工中は施錠できるキャビネットに保管し、「処分」に際しては、工事完成検査後不要となった時点で速やかに細断等により適切に廃棄し処分していた。
- ・ 「情報管理責任者」による点検は、年度下期に各情報管理責任者が点検を行い、結果を取りまとめ、情報管理総括責任者に報告していた。点検結果が適切でない場合は、該当責任者へ指導を行うこととしていた。
- ・ 発注者支援業務の受注者における情報管理については、情報セキュリティ等の実施事項について、業務計画書に基づき、業務打合せ時に内容を確認していた。

(四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所)

- ・ 施工能力評価(Ⅱ型)の評価業務については、契約事務担当者(事務副所長、総務課長、港湾保安調査官)が企業評価及び技術者評価業務を行い、いずれの工事においても情報管理の徹底に努めていた。
業務発注においては、総合評価やプロポーザルにおいて技術審査をおこなっているため、災害対策室等の個室で情報の管理をするように徹底していた。また、資料の作成・保管については、担当課長が予定価格調書、調査基準価格を作成し、所長が封入、総務課長が開札までの間は金庫にて保管しており、電子データについても担当課長のPCに保存していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、4月期の人事異動等の際に更新しており、最新の更新は令和6年4月であった。

- ・ 発注事務に関する紙文書は、施錠可能なキャビネットに保管されていた。電子データについては、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、契約後に担当課に渡し、検査後に回収破棄していた。また技術提案書等取扱管理簿を作成し、適宜更新することで必要な情報管理を徹底していた。
- ・ 「情報管理責任者」による点検は、年度末3月に各情報管理責任者が実施し、共通フォルダに保存したデータを情報管理総括責任者が内容確認したうえ、点検結果に「否」があれば必要な助言等を行うことにしていた。
- ・ 発注者支援業務の受注者における情報管理については、情報セキュリティ等の実施事項について、業務打合せ時に内容を確認していた。

(中部地方整備局 岐阜国道事務所)

- ・ 積算業務は工務課及び管理第二課、技術審査・評価業務は品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。予定価格調書については、担当課長が決裁を起案し事務所長の決裁をもらった後、封筒に調書を入れて経理課長に手渡し、開札時まで金庫にて保管されるルールが遵守されていた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正や業務分担の見直しにより、情報管理責任者や業務上取り扱う者の内容に変更が生じたタイミングに更新しており、最新の更新は令和6年4月1日であった。
- ・ 発注事務に関する紙文書及び電子データについては、それぞれ、施錠可能な書棚等で保管、ないし、業務上取り扱う者以外の者が閲覧できないようアクセス制限されたフォルダに保存していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、担当副所長が本局道路工事課長から直接手渡しで資料を受け取り、工事期間中は施錠(二重)されている書棚で保管し、完了検査終了後、速やかにシュレッダー裁断処理を行い、処理を終えたことを本局道路工事課長に報告していた。また、処分の履歴については管理簿にて記録を行い、確実に処分したことが確認できるようにされていた。
- ・ 情報管理責任者の点検については、例年9月に点検が実施されており、情報管理総括責任者に書面(メール)にて報告され、情報管理総括責任者にて内容を確認・把握することにより実施されていた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理については、情報セキュリティ等の実施事項について、業務計画書に基づき、実施内容等を報告させること等により確認を行っていた。
- ・ 一般競争総合評価落札方式で調達している全ての工事案件について、「入札書と技術提案書の同時提出」を実施していた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

(北海道開発局 稚内開発建設部)

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、開発建設部では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 令和4年度及び令和5年度の一般土木B・C等級工事において、「入札談合に関する情報」は0件、「入札談合に関する疑義事実」に係る判断要素に該当した工事は1件、うち入札取止めは0件であった。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、事業者団体からは、「ドライバーの時間外労働上限規制が始まり、宗谷地方は遠隔地のため輸送コストへの影響が懸念される」、「ICT施工に関し、工事規模等から課題が残る」、「防衛力強化に伴い稚内でも防衛局工事が増えている」、「札幌市中心部開発やラピダス建設に伴い人材不足の懸念がある」等の声があるとのことであった。
- ・ 本省から、稚内開発建設部管内の稚内道路事務所、浜頓別道路事務所、稚内港湾事務所発注工事の令和3年度から令和5年度までの一般土木B・C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、開発建設部に対しその考えられる要因について意見を求めた。

○平均落札率・応札率がともに高止まりしている。

稚内道路事務所

令和3年度 平均落札率95.7% 平均応札率97.3%

令和4年度 平均落札率96.8% 平均応札率97.5%

令和5年度 平均落札率96.2% 平均応札率96.8%

浜頓別道路事務所

令和3年度 平均落札率96.5% 平均応札率97.3%

令和4年度 平均落札率95.6% 平均応札率96.5%

令和5年度 平均落札率95.6% 平均応札率96.3%

稚内港湾事務所

令和3年度 平均落札率94.8% 平均応札率96.2%

令和4年度 平均落札率95.6% 平均応札率96.7%

令和5年度 平均落札率95.3% 平均応札率96.4%

○入札参加者数が少なく、減少傾向がある。

○離島自治体(礼文町・利尻町・利尻富士町)とそれ以外の自治体との間で落札率に差が見られる。

- ・ 上記に関して、開発建設部から以下のとおり回答を得た。

○管内の建設業関連の要因としては、技術者や作業員が少なく、遠方から専門業者を呼び作業する工種もあるほか、交通誘導員の確保が非常に難しいことが要因となっているのではないかと。また、資材や燃料が高騰していることや、賃上げを行う企業への加点措置を受け、企業が賃上げしていることでもあるのではないかと。

○発注工事の内容については、道路関係では、現道規制を要する維持・補修工事の割合が増えており、交通誘導員の確保が特に難しいほか、ひとつの工事の中に複数の現場が点在し現場管理に費用を要することが影響を及ぼしているのではないかと。○また、離島の工事では資材の運搬の問題が以前からあるが、管内の両離島では、島内にコンクリートプラントを持ちコスト縮減に努めている企業がある。

- ・本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、開発建設部からは、入札参加者数を増やすため、
 - 同種要件の緩和
 - 技術者育成型（若手型）
 - 一括審査方式
 - 余裕工期制度
 - 施工計画重視型などの取組を進めているとのことであった。
- ・本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす等、競争性の確保に係る取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である開発建設部、本省ともに応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報等に対しては厳正に対処する姿勢であること、本省においては開発建設部を対象に特別監察を実施していることを示してほしい旨を伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

（四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所）

- ・ 応札・落札状況の分析に関して、高知港湾・空港整備事務所では、落札者や落札率等について継続的に分析していた。
- ・ 近年の港湾土木工事に関する地元業界の状況について、事業者団体からは、「発注件数については十分な件数を計画していただいているが、現状の件数を超えると技術者の配置に影響が生ずる可能性がある」、「発注規模は大きい方がよい」、「次世代の担い手確保、若手育成が課題」、「地方の担い手確保のために労務単価の見直しをお願いしたい」等の意見があるとのことであった。
- ・ 本省から、四国地方整備局管内の高知港湾・空港整備事務所発注工事の令和3年度から令和5年度までの港湾土木B等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、高知港湾・空港整備事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。

○平均落札率・応札率がともに高止まりしている。

令和3年度 平均落札率93.4% 平均応札率93.9%

令和4年度 平均落札率94.1% 平均応札率94.7%

令和5年度 平均落札率95.6% 平均応札率96.0%

○入札参加者数が少なく、減少傾向がある。

- 落札する企業が固定化している傾向が見受けられる。令和3年度から令和5年度の工事件数は31件で、入札参加業者は14者であるが、そのうち4者が25件（A社7件、B社6件、C社6件、D社6件）を落札している。
- ・ 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。
 - 全国的な傾向ではあるが、若手技術者が不足し、技術者の高齢化が進んでいる。高知県においても同様の傾向があり、受注業者が必要な技術者を確保できず受注しにくい状況になっていると思われる。
 - 高知港においては、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波に対応するため整備を進めているが、その中でも堤防改良工事は工事の特殊性やコンクリート等の資材高騰により工事費が割高になっている。
 - 堤防改良工事では、施工箇所の背面に農地や道路、住宅等があるため、工事の難易度が高く、工事費が割高となる傾向がある。
 - 港湾工事に必要な作業員が不足しているため、人件費が高騰し、工事費が高くなる傾向にある。
 - 高知県は夏から秋にかけて台風等の影響を強く受けるため、他の地域に比べて工事を実施できる期間が限られてくる。工事可能期間が短いため、特定時期に工事が集中する傾向があり、それに伴い入札参加者数も減少してしまう。
 - 補正予算等により、特定の時期に工事が重なることがあるため、技術者不足から入札に参加できないということも考えられる。
 - 海上工事では作業船の維持費の関係で工事費が高くなる傾向がある。
 - 作業船の老朽化が進むと作業船を手放してしまう業者もあり、作業船がなくなると入札に参加しなくなると思われる。
 - もともと入札に参加する業者が少ないため、港湾工事实績のある業者が落札する傾向があり、受注が偏ると考えられる。
- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、事務所からは、入札参加者数を増やすため、
 - 同種要件の緩和
 - チャレンジ型
 - 一括審査方式
 - 自治体実績評価
 - 任意着手制度
 - 主任技術者等未経験者育成型
 - 特例管理技術者制度
 などの取組を進めているとのことであった。
- ・ 本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす等、競争性の確保に係る取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である地方整備局、本省ともに応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報等に対しては厳正に対処する姿勢

であることを示して欲しいこと、本省においては事務所を対象に特別監察を実施していることを示してほしい旨を伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意してほしい旨を伝えた。

(中部地方整備局 岐阜国道事務所)

- 一般土木C等級工事における過去の入札結果(直近3年間)について、工事ごとの入札参加者数や落札金額等を把握し、幅広い参加や特定の企業に受注が偏っていないかを確認していた。将来、工事本数や規模が減少していくのは確実であるため、業者の受注機会が減っていくことに対しては何らかの対策が必要との認識をもっているとのことだった。令和4年度及び令和5年度の一般土木C等級工事の年平均落札率が95%付近で高止まりしている状況に対しては、工事の計画的な発注、適正な工期設定を行い、今後も多くの業者が入札に参加することで競争を高められるような取組を実施していきたいとのことだった。
- 令和4年度及び令和5年度の一般土木C等級工事において、「入札談合に関する情報」は0件だった。また、「入札談合に関する疑義事実」に係る判断要素に該当した工事は令和4年度2件、令和5年度4件で、いずれも公正入札調査委員会事務局への報告を要しない案件に該当したため、報告は実施していないとのことだった。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、業界団体・事業者からは、公共事業予算の安定的・継続的確保、工事資材や燃料等の物価急騰が受注業者の負担となっており、特に交通誘導員の積算単価と実勢単価が乖離していること、発注手続きの平準化などに関する意見が出ているとのことであった。
- 本省から、岐阜国道事務所発注工事の令和3年度から令和5年度までの一般土木C等級工事における応札・落札状況について、以下のとおり説明を行い、事務所に対しその考えられる要因について意見を求めた。

○平均入札参加業者数は多い。

令和3年度 平均入札参加者数7.4者 有効入札者数7.0者

令和4年度 平均入札参加者数7.7者 有効入札者数6.5者

令和5年度 平均入札参加者数5.3者 有効入札者数5.1者

○しかし、平均落札率・応札率がともに高止まりしている。

令和3年度 平均落札率96.6% 平均応札率99.2%

令和4年度 平均落札率96.7% 平均応札率99.0%

令和5年度 平均落札率96.5% 平均応札率99.1%

○予定価格内一者入札の工事の割合が多い。

令和3年度 予定価格内一者入札23.1%

令和4年度 予定価格内一者入札4.2%

令和5年度 予定価格内一者入札20.8%

○過去3年間に岐阜国道事務所の入札に参加している業者30者のうち24者で予定価格以上での入札が行われている。

- 逆転の発生割合が低い。
 - 令和3年度 逆転割合 3.8%
 - 令和4年度 逆転割合 8.3%
 - 令和5年度 逆転割合 逆転なし
- ・ 上記に関して、事務所から以下のとおり回答を得た。
 - 平均落札率・応札率がともに高い理由については、発注している工事件数は多いが、地盤改良や下部工工事など比較的難易度の低い工事の発注が多いため差が付きづらいということが考えられる。
 - 岐阜県内は、西濃、岐阜、中濃、東濃、飛騨の5つの地域に分かれており、岐阜県内の建設業界は、地域を超えて業者が工事を受注しに行くことは滅多にないなどの傾向がある。
 - 東海環状自動車道関係の工事のピークは既に過ぎており、ここ5年間程度は工事量が少し減少する見込みであるため、この期間において、東海環状関係の工事を主に受注していた西濃地域の建設業者がどのような入札行動を示すのかは注視していきたいと考えている。
 - 予定価格以上で入札する業者が多いことについては、建設業団体との意見交換の場では、物価高騰が激しくなっており、価格に差が生じてきているので配慮して欲しいとの意見がある（特に交通誘導員の単価の乖離）。また、建設業者自らの所属エリア内の工事については、公共工事受注の意欲を示す意味で入札に参加している可能性が考えられる。物価高騰による影響や、近年、工事が潤沢に発注されている状況下で、予定価格近傍を狙って札入れをしてきているのではないかと考えている。
 - 事務所としては、市場性を可能な限り即座に予定価格に反映できるよう、見積もりを多く採用するなどの工夫を実施している。交通誘導員の単価の乖離については、交通量が少ない難易度の比較的低い工事等において、交通誘導員なしで交通誘導を行う方法（AIを活用した交通誘導、電光掲示板など）を積極的に採用するなどの工夫をしていきたいと考えている。
 - 逆転の発生割合が低い理由については、東海環状関係の工事では施工能力評価型Ⅱ型を使用することが多いが、Ⅱ型ではほとんど技術点で差がつかないため逆転が発生しにくいと考えられる。
- ・ 本省から、十分な競争性を確保するための方策について意見を求めたところ、事務所からは、これまで計画的な工事発注、適正な工期設定などを進めてきたところではあるが、今後もこれまでの取組を継続するとともに、
 - 計画的な発注、適切な工期設定、地域要件の拡大
 - 企業能力評価型の適用拡大、施工実績要件の緩和、フレックス工期の活用

により一層の競争性が確保される環境の整備に向けて取り組んでいきたいとのことであった。

- ・ 本省からは、引き続き、入札参加者数を増やす等、競争性の確保に資する取組を行うことを期待すること、事業者に対しては、発注者である事務所、本省ともに応札・落札状況を継続的に注視しており、談合情報等に対しては厳正に対処する姿勢であること、本省が事務所等に対して特別監察を実施していることを周知してほしい旨を伝えた。また、機密情報の管理の徹底に十分注意するとともに、コンプライアンスの今以上に徹底してほしい旨を伝えた。

令和6年度特別監察報告書(概要)

令和7年3月

国土交通省大臣官房監察官室

令和6年度 特別監察の概要

趣旨

令和6年度監察基本計画に基づき、事務所等に対して、本省主導により、入札契約事務に係る過去の不正事案に関する再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、再発を確実に防止するための取組を促す

監察項目

- (1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

実施日・ 対象機関

事務所等 3 ヲ所

- | | | |
|------|---------|--------------|
| 7/17 | 北海道開発局 | 稚内開発建設部 |
| 7/25 | 四国地方整備局 | 高知港湾・空港整備事務所 |
| 7/31 | 中部地方整備局 | 岐阜国道事務所 |

※談合情報や落札率、応札状況等に着目して事務所等を抽出

監察結果

すべて対象機関において、監察項目に係る必要な取組が実施されていた

(参考) 「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (平成25年3月14日)」より抜粋
第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

監察項目の概要

(1)コンプライアンス意識の徹底に関する取組

- ◆ 全職員の講習会等の受講の徹底
- ◆ 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項の留意

(2)事業者・OBとの接触・対応に関する取組

- ◆ 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底
- ◆ 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限
- ◆ 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

(3)機密情報管理の徹底に関する取組

- ◆ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- ◆ 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底
- ◆ 発注事務に関する書類等の管理の徹底
- ◆ 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底
- ◆ 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底
- ◆ 発注者支援業務の受注者における情報管理の徹底

(4)応札・落札状況の分析に関する取組

- ◆ 応札・落札状況の分析方法の工夫
- ◆ 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置
- ◆ 談合情報対応マニュアル等の運用

主な提示意見

今回の特別監察において、監察結果のとおり、すべての対象機関において、監査項目に係る必要な取組が実施されていることを確認した。

しかしながら、「(4) 応札・落札状況の分析に関する取組」については、対象機関において、平均落札率・応札率がともに高止まりしている、入札参加者数が少ないなどの状況にあった。入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑制する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析するとともに、応札者数を増やすなど競争性の確保に資する取組を行うことが引き続き重要である。

(1) 応札・落札状況の分析方法の工夫

- ◆ 個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫すること。
 - ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
 - ・事業毎(道路、河川、砂防、海岸、港湾等)の応札・落札状況
 - ・管内の地域毎の応札・落札状況
 - ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

(2) 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずべき措置

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

- ◆ 事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すとともに、談合等の不正事案の再発防止策の実効性を確保するために、本省が事務所等を対象に応札・落札状況の分析を行い、それに基づき特別監察を実施していることを周知すること。
- ◆ より競争性が確保される環境の整備に向けて、入札参加資格の見直し、総合評価落札方式の一層の活用を検討すること。

(3) 談合情報対応マニュアル等の運用

- ◆ 的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、その規定を適切に運用すること。

高知県内における入札談合事案に関する
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

1 コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

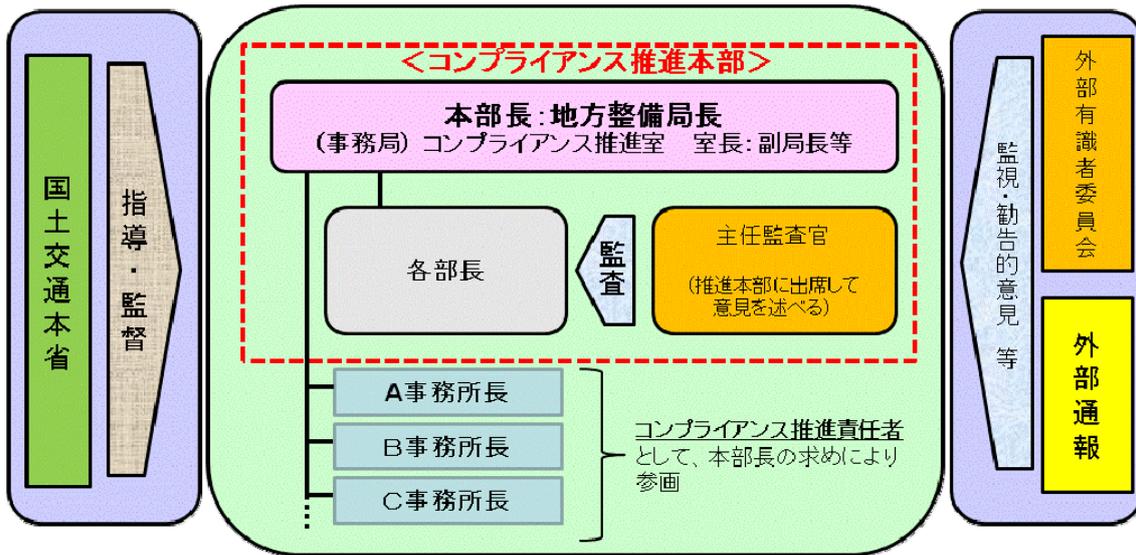
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

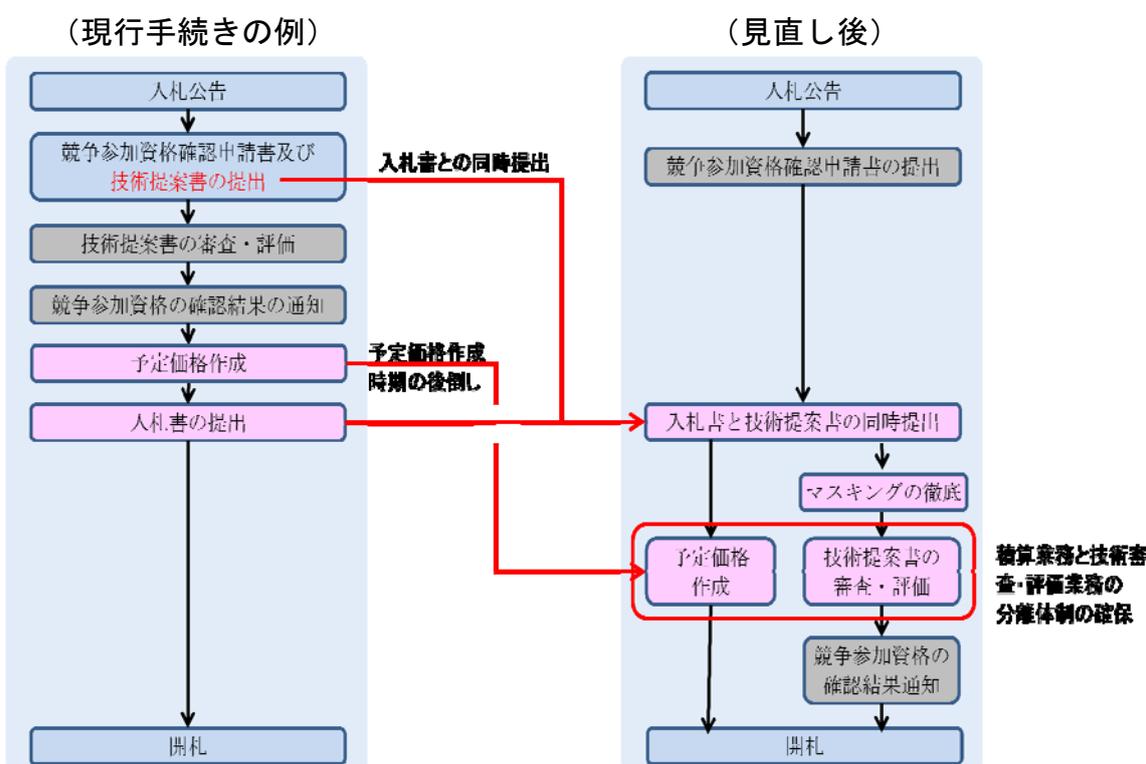
2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

令和6年度 監察基本計画

1. 監察の目的及び種類

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推賞及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであるが、令和6年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、令和6年度においては、以下の取組について実施する。

1) 働き方改革の一層の推進に向けたマネジメント改革等に関する取組

国土交通省が、国民の生命と生活を守るという重大な使命を今後とも的確に果たしていくためには、全ての職員がその能力を最大限に発揮し、限られた時間で高い成果を上げていくことが求められる。一方、近年、職員の価値観等が多様化する中であって、ワークライフバランスを推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりを行うことも不可欠である。

このような観点から、国土交通省では、「女性職員活躍と職員のワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画（令和3年4月23日一部改正）」を策定し、徹底した業務の見直しや効率化、デジタル化の推進及びマネジメント改革を今後の働き方改革の主軸に据え、省を挙げて総合的かつ計画的な取り組みを進めている。

同計画に基づく取組については、これまでの定期監察においても、全国の現場の最前線で業務を担う地方整備局や地方運輸局等を対象に、業務の効率化やICT環境の整備等の取組状況について監察してきたところであるが、同計画が目標とする令和7年度末に向けて更に強力かつ継続的に取組を推進していくためには、組織運営の要となる幹部・管理職員による適切なマネジメント等の取組状況を確認し、不十分な事例があれば直ちに改善し、優良な事例があれば組織全体で速やかに共有することが重要である。

こうした観点に立ち、働き方改革の一層の推進に向けたマネジメント改革等に関する取組について監察を行うこととする。

2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスは、組織全体に対する社会的な信用を維持するとと

もに、組織本来の使命を果たしていくための下支えとなるものであって、業務執行の基盤とも言うべきものである。

これまで、国土交通省においては、過去に発生した不祥事を教訓として、再発防止のための体制や様々な仕組みを整備しつつ、省を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んできた。しかしながら、近年においても、複数の機関で発注業務等に係る不正事案が相次いで発生し、国土交通省に対する国民の信頼が大きく損なわれる結果となった。

このような状況の下、不正事案が発生した機関において再発防止の取組を着実に実施することはもとより、その他の機関においても、そうした事案が発生した原因や背景、再発防止の取組なども参考に、コンプライアンスの更なる徹底を図り、国民の信頼を回復することが強く求められる。

このためには、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の更なる高揚を図るとともに、各機関の実情も踏まえコンプライアンスの徹底に関する各種取組の実効性を確保することが喫緊の課題である。

また、コンプライアンスの徹底のためには、各職場における日常的な双方向の良好なコミュニケーションを通して、職員相互の理解を深めて信頼関係を築き、自分の意見や考えなどを誰に対しても安心して表明できるような風通しの良い職場環境の形成も不可欠である。

こうした観点に立ち、各機関におけるコンプライアンスの徹底に関する取組について監察を行うこととする。

(2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方策に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、令和6年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 働き方改革の一層の推進に向けたマネジメント改革等に関する取組
- コンプライアンスの徹底に関する取組

2) 特別監察

○入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

国土交通大学校

地方整備局（東北、関東、中部、中国）

沖縄総合事務局

地方運輸局（東北、関東、中部、中国）

2) 特別監察

○入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要がある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第1～3四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を行うものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以上